

令和 7 年
第 8 回山ノ内町定例農業委員会
議 事 録

令和 7 年 8 月 2 2 日
山ノ内町農業委員会

令和 7 年 第 8 回山ノ内町農業委員会総会議事録						
1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和 7 年 8 月 8 日					
3. 開催通知の期日	令和 7 年 8 月 8 日					
4. 招集期日	令和 7 年 8 月 2 2 日					
5. 招集場所	町文化センター 3 階 ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4 時 0 0 分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏 名		議席	氏 名	
	1	小坂勇二	出	1 2	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	1 3	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	1 4	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	1 5	白鳥金次	出
	5	佐藤和彦	出	1 6	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	1 7	小林 貴	出
	7	山口 剛	欠	1 8	望月美和子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	1 9	山本和幸	出
	9	下田健志	出	2 0	福井敏彦	出
	1 0	月岡徳一	出	2 1	佐藤次雄	出
	1 1	栗林和仁	出			
1 0. 事務局出欠席	事務局長		金井哲也			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		濱田 茜			出

1 1. 報告事項

報告第 1 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 1 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 1 8 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号による届出について
報告第 1 9 号 農地法施行規則第 5 3 条による届出について

1 2. 提出議案

- 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第19号 農用地利用集積計画（案）の意見聴取について

13. その他

農地流動化補助金（上半期）について
農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について

<開会>

会長代理 皆さん、ご苦労さまです。
ただいまから令和7年第8回山ノ内町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の欠席者ですが、山口委員より欠席との連絡をいただいております。
それでは、招集者挨拶として、佐藤会長から挨拶をお願いいたします。

<招集者挨拶>

議 長 皆さん、お暑い中お集りいただきましてありがとうございます。
先ほど話をしましたとおり、とても暑くて、3か月予報を見ると10月まで例年より暑い、11月になって例年並みぐらいになるのかなという予報でおります。本当にどうなるか分かりませんが、熱中症対策、水分補給、塩分補給して、けが、病気にならないように、熱中症にならないようお願いしたいと思います。
また、先日、杳野で会合がありましてJAも出席されたのですが、今年のJAの米の仮払金が1俵2万8,020円だそうです。いい値段だなと思っているのですが、生産者とすれば高いのは非常にありがたいです。ですがあまり高値が続くとその反発も怖いなど、いう思いもございます。今日も議題がいろいろありますので、よろしくお願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。
それでは、議事の進行を佐藤会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、まず、4番の議事録署名委員の選任を行います。
今回は、
14番 小古井 英雄 委員
17番 小林 貴 委員
です。よろしくお願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、5番の議事に入ります。
（1）報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをご覧ください。
報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は4件です。
1件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇

〇〇〇〇〇ほか7筆、現況地目、畑、現況面積8,609平米、農地のあっせん希望はございません。

2件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、現況面積2,152平米、農地のあっせん希望はございません。

3件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇ほか1筆、現況地目、畑、現況面積1,885平米、農地のあっせん希望はございません。

4件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、田、現況面積1,614平米、あっせんの希望がございます。

11ページをご覧ください。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南西の方角にある農地です。

以上、報告します。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、次に進みます。

(2) 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月1件です。

1件目、所在地は大字佐野字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑と田、合計面積3,056平米、通知人、賃貸人は〇〇の〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の息子へ所有権移転するためとなっております。以上、報告します。

議長 ありがとうございます。

ただいまのこの報告につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、次に進みます。

(3) 報告第18号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。

報告第18号 農地法施行規則第29条第1号による届出について報告いたします。

所在地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は129平米、農地区分は2種農地に該当します。申請人は、〇〇の〇〇〇〇、申請事由ですが、当該農地にある既設倉庫が手狭になったため新築することです。

位置図を12ページ、その他資料として13ページに施工図をつけております。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇から南東に約370メートルの位置になります。

以上、報告します。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、次に進みます。

(4) 報告第19号 農地法施行規則第53条による届出について、事務局より説明

をお願いいたします。

事務局 続いて資料４ページをお願いいたします。
報告第１９号 農地法施行規則第５３条による届出について、報告いたします。
所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積は２，４６
７平米、農地区分は１種農地に該当します。申請人は、土地所有者は〇〇〇〇の相続
人、〇〇〇〇、事業実行者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇
〇、申請事由ですが、昨年借りた農地でワインブドウの栽培を行う上で農業用倉庫が
必要となったため新築するとのこと。
位置図を１４ページ、その他資料として１５ページに施工図をつけております。
場所は〇〇〇〇〇〇〇から南西に約１４０メートルの位置になります。
以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告につきまして、質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようですので、先に進みます。
（５）議案第１７号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局より説
明をお願いいたします。

事務局 資料５ページをお願いします。
議案第１７号 農地法第３条の規定による許可申請について、今月５件です。
１件目、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積４，２０６平米、耕作面積１，１
５０平米、家族総数３、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、ゼロ、
耕作面積３，５１９平米、家族総数７、稼働人員３、申請地は大字佐野字〇〇〇〇〇
〇、〇〇〇〇－〇、現況地目は畑と田、合計面積３，０５６平米、契約内容は売買で、
価格は２０万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため、受
人につきましては借り受けている農地を買い受け、プラムの栽培をするためとなっ
ております。
位置図を１６ページ、公図を１７ページに載せております。
場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約２２０メートルほど北東に位置す
る農地２筆となります。
２件目、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積６８２平米、耕作面積ゼロ、
家族総数１、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼ
ロ、家族総数２、稼働人員２、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇－〇、現況地目、
畑、面積６８２平米、契約内容は売買で価格は１０万円となります。理由ですけれ
ども、渡人につきましては町外在住のため空き家と隣接農地を売却したい。受人につ
きましては空き家及び隣接の農地を購入して野菜を栽培したいとなっております。
位置図を１８ページ、公図を１９ページに載せております。
場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇から約２８３メートルほど南西に位置する農
地となります。
３件目、申請人、渡人は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積１万５，５０８平米、耕
作面積１万２，０８０平米、家族総数２、稼働人員１、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所
有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数２、稼働人員２、申請地は大字夜間瀬字〇〇
〇〇〇〇－〇、現況地目、畑、面積２，０５１平米、契約内容は売買で価格は１０万
円となります。理由ですけれども、渡人につきましては受人の要望により、受人につ
きましては隣接地を取得し、住宅新築後引っ越して、この土地で家庭菜園をするため
となっております。

位置図を20ページ、公図を21ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇〇〇から約90メートルほど北西に位置する農地となります。

資料6ページをお願いします。

4件目、5件目、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積7,071平米、耕作面積ゼロ、家族総数ゼロ、稼働人員ゼロ、受人は〇〇の〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積、家族総数は資料のとおりです。申請地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目、畑、合計面積3,084平米、契約内容は売買で価格は字〇〇〇〇のほうは15万円、字〇〇のほうは17万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては〇〇〇〇〇〇〇のため、受人につきましてはリンゴと桃の作付とともに経営規模の拡大となっております。

位置図を22ページと24ページ、公図を23ページと25ページに載せております。

場所につきましては、〇〇〇から約100メートルほど東に位置する農地2筆と、〇〇〇〇から約50メートルほど北西に位置する農地となります。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、1番の案件につきまして補足説明のほうを小古井委員よりお願いいたします。

小古井委員 前段に出ましたが、2ページに家族の名前が出てくるのですが、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇ということで、今まで畑を〇〇さんが耕作したのですが、〇〇さんが高齢に至ったということで、息子のできているうちに農地を全部清算してくれというふうに言われました。それで今回、〇〇さんへお願いしたらしいのです。それで売買するということになりました。〇〇さんの子供が〇〇〇〇君で、〇〇さんも高齢になりますので、一代飛ばして息子に売買ということになったそうです。息子のほうもプラムの栽培をしていますので、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

1番の案件につきまして質問のある方、挙手願います。（なし）

ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。（全員挙手）

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

2番の案件について望月委員より補足説明をお願いいたします。

望月委員 〇〇さんのお宅はお父様が亡くなられてから何年か遠くへ転出して、〇〇さんは現在は〇〇に奥様と二人で住んでおられ、畑の草刈りにも出てくれて、確認したところ、住宅裏の畑の草刈りも少し伸びていましたが、きれいになっておりました。また奥様と二人でその畑の手入れもされていて、こちらに住んで野菜を作ったり、家の地域の伝統にも参加されたりして、とても意欲的なので大丈夫ではないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの案件につきまして質問のある方は挙手願います。（なし）

ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、3番の案件につきまして、小坂委員より補足説明をお願いいたします。

小坂委員 この案件ですが、後ほど農地転用で話がありますが、〇〇さんが住宅を新築されるということで、その土地の隣接した農地になります。それで〇〇さんですが、その農地を使って家庭菜園をしたいということでもあります。〇〇〇さんは農業を一人でやっておられて、とても今後管理ができないということで話がありました。〇〇さんですが、将来は就農されるということなので、会社が休みのときは実家の畑の草刈りをやり、きちんと畑を管理をされているのを見ておりますので大丈夫かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
この案件につきまして質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番と5番の案件につきまして、佐藤和彦委員より補足説明をお願いいたします。

佐藤和彦委員 4番と5番、両方とも〇さんの案件であります。〇さんが亡くなられて相続される方がいないというので、〇〇〇〇の〇〇さんが〇〇〇ということで売りに出している畑であります。
4番については〇〇〇の近くですが、実際現場を見てみると、木が生い茂っていて、今年のパトロールでも耕作が黄色という判定になっています。その続きに〇〇さんの畑がありまして、そのやぶを何とかしたいということなので、積極的に、その土地を買ってきれいにして耕作するというお話を本人から聞きました。4番は遊休農地の解消にもなりますので、よろしくお願いいたします。
5番の土地については、去年まで何人かで野菜を作っておられて、しっかりと管理された畑であります。野菜を作っていた方々はここでもう野菜作りをやめるということなので、〇〇さんが桃を植えたいということで買われるということで、〇〇さんもしっかりと畑を管理されていますので問題ないと思います。
両方ともよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、4番の案件で質問のある方挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。可決いたします。
5番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
次に進みます。
(6)議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料7ページをお願いします。
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、今月1件です。
所在地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳地目、田、現況地目、畑、面積は199平米で、農地区分は1種農地に該当します。

申請事由ですが、個人用住宅の建築になります。申請人ですが、渡人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、契約内容は売買です。事由の詳細ですが、子育てと両親の面倒の両立のため、両親の実家に近い環境で自己用住宅を新築ということです。位置図を２６ページ、その他資料として公図の写しを２７ページ、配置図を続いて２８ページにつけております。場所は〇〇〇〇〇から北西に約９０メートルほどの位置に位置する農地になります。

以上です。

小坂委員 ○○○○さんですが、○○で農業をしている○○○○○さんの子供になります。現在○○○ということで勤めておりまして、奥さんと一緒に○○の○○○○に住んでおられます。住宅を新築したいということで、両親と子供の面倒が見れ、将来は就農されるということを考えて実家の近くを探したのですが、なかなかいい場所が見つかりませんでした。○○○さんに相談したところ、下水道と電気が通っている、そして自分はもう管理できない土地があるということで紹介したら、話がまとまりました。○○さんはこの畑は以前人に貸していたわけですが、しばらく作付されていませんでした。これからも作付できないということで、草刈り管理をしていくということでありました。将来、○○さんは就農されるということでありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

事務局 資料8ページをご覧ください。

議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について。

令和7年8月18日付で農用地利用集積等促進計画(案)についての意見聴取の依頼が山ノ内町長よりありましたので、協議をお願いします。

資料9ページをご覧ください。

今月は、新規設定が1件、利用権からの再設定が5件の計6件です。

1件目から4件目、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ほか4筆、現況地目、いずれも畑、合計面積5,984平米、利用権の種類はいずれも賃借権で、5年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は全体で2,000円と全体で1,000円のいずれも再設定となります。

5件目、6件目、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇ほか1筆、現況地目、いずれも畑、合計面積2,536平米、利用権の種類はいずれも使用賃借権で、5年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は無償の再設定と無償の新規設定となります。

以上につきまして協議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、1番から4番までの補足説明を小林委員よりお願いいたします。

小林委員 ○○○さんは、○○○○でそばをやっている○○○○○○○○のメンバーでありまして、ある程度畑の管理は○○○○○○○○ですということです。

次に、1番の○○さんは以前は○○にいたのですが、現在は○○にお住まいで畑はできないそうです。2番目の○○さんは前はやっていましたが、今はできないということで、そして3番目の○○さんにはお住まいで畑はできないそうです。4番目の○○さんは○○でホテルをやっていて、そ手が回らないということで、○○○○○○○○をお願いしたいということを伺っております。

しっかりした組織なので大丈夫だと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、1 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

2 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

3 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

4 番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。（なし）
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。（全員挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

5 番、6 番につきましても小林委員、お願いいたします。

小林委員 5番、6番、〇〇〇〇さんですが、これも〇〇〇さんと同じように〇〇〇〇〇〇〇〇のメンバーでありまして、先ほどと同じように〇〇〇〇〇〇〇〇でそばの栽培管理等しております。

5番目の〇〇〇〇さんですが、一人で水田をやっているのですが、畑まで手が回らないということで、〇〇〇〇〇〇〇〇にお願いすることになりました。

〇〇〇の〇〇〇〇さんですが、今まで〇〇に行っており、こちらに帰るのもままならない状態なので、どこかないかという話をもらいまして、〇〇〇〇〇〇さんをお願いされたということでした。また先ほどと同じようにしっかりした組織ですので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
 それでは、5番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
 ないようですので採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
 ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
 6番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)
 ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)
 ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
 議事につきましては、以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

- <その他> （１）農地流動化補助金（上半期）について
 （２）農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について

会長代理 それでは、以上をもちまして第８回定例総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 ４時５９分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
